

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

令和6年度介護報酬改定に伴う体制届等の届出について

令和6年3月18日～22日
介護サービス事業者集団指導研修
広島県健康福祉局医療介護基盤課

はじめに

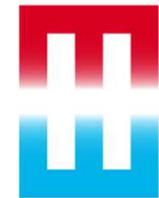


- 今回の介護報酬改定に伴い、現在届け出ている施設等の区分、人員配置区分及び加算や減算の区分が変更となる事業所・施設(以下「事業所等」といいます。)は、新たに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び必要な添付書類(以下「体制届等」といいます。)の提出が必要となります。
- 現時点で示された算定要件については「案」であるため、今後変更される可能性があります。
- 厚生労働省から算定要件や加算の算定に係る告示、通知及び届出様式が正式に示された後、改定後の内容に対応した届出様式の準備が整い次第、県ホームページに掲載し、メーリングリストでお知らせします。(地域密着型サービス及び居宅介護支援を除く。)

1 報酬の改正に応じて届出が必要となる事項



- ・別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を参考にしてください。
改正部分は着色によりお示ししています。



2 介護報酬の改正に伴う体制届の提出期限

(1) 令和6年4月1日異動分

⇒提出期限：令和6年4月15日

- ・（（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーションを除く全サービスは、該当がある場合は必須）
- ・報酬改正と関連のない体制届の提出についても同様（通所介護サービスの規模確認 など）
- ・3月15日までに提出済みのもの（（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーションを除く）については、新様式で再提出

(2) 令和6年6月1日異動分（「処遇改善加算に係る区分変更」のみ。対象の全サービス）

⇒提出期限：令和6年4月15日

(3) 令和6年6月1日異動分

- （（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）通所リハビリテーションは、該当がある場合は必須。）

⇒提出期限：令和6年5月15日



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

2 介護報酬の改正に伴う体制届の提出方法

【令和6年4月1日異動分】

令和6年4月15日までに、各事業所の指定権者へ提出してください。

【提出物】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年4月1日異動分）
- ・体制等状況一覧表（令和6年4月1日以降の新様式）
- ・添付書類

【提出上の留意事項】

（1）新設された加算

算定要件を確認の上、算定する場合は、該当する区分を選択し、体制届等を提出

（2）算定区分が変更された加算

「加算あり」で算定していた事業所等は、算定要件を確認の上、該当する区分を選択し、体制届等を提出してください。

（3）算定区分に変更はないが、算定要件が変更された加算等

改正後の算定要件を確認の上、区分変更や取下げがあれば、体制届等を提出





元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

2 体制届を提出する際の留意事項（処遇改善加算の区分変更）

【令和6年6月1日異動分（処遇改善加算関係）】

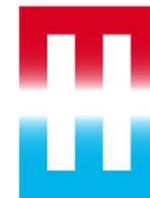
- ・ 令和6年4月15日までに、指定権者へ提出してください。
- ・ **処遇改善加算を取得しているすべての事業者が提出してください。**

【提出物】

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年6月1日異動分）
- ・ 体制等状況一覧表（処遇改善加算用）

【提出上の留意事項】

- ・ 令和6年度処遇改善計画書と併せて提出してください。



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

2 体制届を提出する際の留意事項

【令和6年6月1日異動分】

- ・令和6年5月15日までに、指定権者へ提出してください。

【提出物】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年6月1日異動分）
- ・体制等状況一覧表（令和6年6月1日以降の新様式）
- ・添付書類

【提出上の留意事項】

(1) 新設された加算

算定要件を確認の上、算定する場合は、該当する区分を選択し、体制届等を提出

(2) 算定区分が変更された加算

「加算あり」で算定していた事業所等は、算定要件を確認の上、該当する区分を選択し、必ず体制届等を提出してください。

(3) 算定区分に変更はないが、算定要件が変更された加算等

改正後の算定要件を確認の上、区分変更や取り下げがあれば、体制届等を提出

3 お問い合わせ



(1) 事業所控えの保管について

記載内容に補正等が生じた場合、電話等により連絡させていただきます。

問い合わせに対応できるよう、各事業所で提出した書類の控え（コピー）を保管して下さい。

(2) 受付後の処理について

体制届を受付後、必要書類に補正が生じた場合、電話等により連絡させていただきます。

必要書類の不足や記載内容に誤りがある場合は、速やかに再提出をお願いします。

期日までに補正書類の提出がない場合、4月1日から算定ができない場合がありますので十分にご注意下さい。

(3) 加算に係る届出について

原則として、提出期限を過ぎて指定権者に届いた体制届による加算は、算定できません。

記入にあたっては、記入誤りがないよう十分にご確認のうえ、期限までに提出してください。

なお、体制届の提出後、やむを得ず訂正を行う事由（算定要件を満たさない等）が発生した場合は、各指定権者にすみやかに届け出てください。

4 提出期限の例



【広島県所管施設（介護老人福祉施設）の場合】

1. 本体部分（広島県医療介護基盤課所管）

（1）体制届（令和6年4月1日異動分）

提出期限：令和6年4月15日、提出方法：広島県電子申請システム（医療介護基盤課宛）又は郵送

（2）体制届（令和6年6月1日異動分（処遇改善加算） / 令和6年度処遇改善計画書

提出期限・令和6年4月15日、提出方法：メール（kaigokaizen@pref.hiroshima.lg.jp）

2. 併設型短期入所介護施設（●●厚生環境事務所所管）

（1）体制届（令和6年4月1日異動分）

提出期限：令和6年4月15日

提出先：広島県電子申請システム（●●厚生環境事務所厚生課）

（2）体制届（令和6年6月1日異動分（処遇改善加算） / 令和6年度処遇改善計画書

提出期限・令和6年4月15日

5 処遇改善補助金（令和6年2～5月）について（参考）



(1) 処遇改善補助金計画書（令和6年2月～5月）

提出期間：令和6年4月1日 ～ 4月15日

(2) 提出先：広島県庁（提出先メールアドレスは別途通知します。）